

3 級審判員復活制度について

2026 年 3 月 25 日
審判委員会 審判員部

3 級審判員資格を更新手続きのミス等により失効した 3 級審判員の救済措置として、3 級審判員復活制度を設けています。この復活制度は、3 級審判員昇級認定講習会の第一次審査(実技審査)を免除とするものです。

1. 復活制度が適用される条件

- (1) 3 級審判員資格を失効後 1 年以内であること。
- (2) 4 級審判員資格を取得していること。
3 級審判員資格を失効すると、全ての審判員資格が失効になります。したがって、3 級審判員復活制度を利用するためには、4 級審判員資格の取得が必要になります。
- (3) 4 級審判員資格を取得した年度内に、3 級審判員昇級認定講習会に参加し、第二次審査(競技規則試験及び体力テスト)に合格すること。

2. 復活制度の手続き方法

- (1) 4 級審判員資格の取得
- (2) 3 級審判員復活申請書の提出
群馬県サッカー協会 HP より [3 級審判員復活申請書] をダウンロードし、必要事項を記入し群馬県サッカー協会へ申請します。
- (3) 申請内容を確認後、群馬県サッカー協会より [3 級審判員復活申請受理書] が送付されます。
この [3 級審判員復活申請受理書] は、3 級審判員昇級認定講習会の受講時に必要となります。
- (4) 3 級審判員昇級認定講習会への申込み
3 級審判員昇級認定講習会の受講申込みは、Web 登録サイト [KICK OFF] より行います。
- (5) 3 級審判員昇級認定講習会の受講
受講時に [3 級審判員復活申請受理書] を持参し、受付け時に提示します。
提示が無い場合には、受講することはできません。

3. 3 級審判員復活申請書の提出先

公益社団法人 群馬県サッカー協会
〒379-2113 前橋市下増田町 277-2
Mail shinsei@gunma-fa.com